

構内草刈り・庭木剪定業務請負契約書（案）

- 1 件 名 九州森林管理局 構内草刈り・庭木剪定業務請負
- 2 作 業 内 容 別紙「九州森林管理局構内草刈り・庭木剪定業務請負仕様書」のとおり
- 3 数 量 等 別紙「業務請負内訳書」のとおり
- 4 契 約 金 額 ￥ _____ . -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ _____ . -)
- 5 履 行 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 6 契 約 保 証 金 免除

上記の構内草刈り・庭木剪定業務請負（以下「業務」という。）について、支出負担行為担当官九州森林管理局長 ○○ ○○（以下「発注者」という。）と○○ ○○（以下「受注者」という。）との間に、上記各項及び次の各契約条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和 8年 月 日

発注者 住所 熊本県熊本市西区京町本丁2番7号
氏名 支出負担行為担当官
九州森林管理局長 ○○ ○○ 印

受注者 住所 ○○○○○○○○○○○○○○
氏名 ○○○○○○○○
○○○○○○○ ○○ ○○ 印

契 約 条 項

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、この請負契約書に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この請負契約書及び仕様書を内容とする業務契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内に履行するものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 この請負契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して両者間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この請負契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して両者間で用いる時刻は、日本標準時とする。
- 7 この契約に係る期間の定めについては、仕様書に特別の定めがある場合を除き、この請負契約書における期間の定めが適用されるものとする。この請負契約書及び仕様書に規定されていない期間の定めに関しては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約の履行に関して両者間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第35条の規定に基づき、双方協議の上選定される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 11 発注者が、第6条に規定する監督職員を定めたときは、この契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類（業務関係者に関する措置請求、代金請求書を除く。）は、監督職員を経由するものとする。
- 12 前項の書類は、監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。

（使用物件の負担）

- 第2条 この作業に使用する器具機械等はすべて受注者の負担とする。

（給付の方法）

- 第3条 受注者は、別紙庁舎清掃作業仕様書に基づいて清掃作業を行うものとする。
- ただし、特に必要と認めて発注者（発注者の命じた職員を含む、以下同じ。）が指示した場合は、これに従わなければならない。
- 2 発注者は、作業に使用する器具機械及び消耗品について、その品質規格を検査することができるものとする。

（権利義務の譲渡等）

- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による発注者の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社、信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

- 2 受注者がこの契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行い、発注者に対して民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、発注者は、受注者に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡対象債権金額を軽減する権利その他一切の抗弁権を保留する。
- 3 前項の場合において、譲受人が発注者に対して債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知又は民法第 467 条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。
- 4 第 1 項ただし書に基づいて受注者が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、発注者が行う弁済の効力は、発注者が予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第 5 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

- 2 受注者は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再請負」という。）を必要とするときは、あらかじめ書面により発注者に協議し、発注者の承認を得なければならない。ただし、再請負ができる業務は、原則として契約金額に占める再請負金額の割合（「再請負比率」という。以下同じ。）が 50 パーセント以内の業務とする。
- 3 受注者は、前項の承認を受けた再請負について、その内容を変更する必要があるときは、同項に規定する様式に必要事項を記入して、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。
- 4 受注者は、再々請負（再々請負以降の請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第 2 項の承認の後、速やかに、発注者に届け出なければならない。
- 5 受注者は、再請負の変更に伴い再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第 3 項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、発注者に届け出なければならない。
- 6 発注者は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、受注者に対し必要な報告を求めることができる。
- 7 再請負する業務が請負業務を行う上で発生する事務的業務（印刷・製本、翻訳、会場設営及び運送・保管に類する業務）であって、再請負比率が 50 パーセント以内であり、かつ、再請負する金額が 100 万円以下である場合には、軽微な再請負として第 2 項から前項までの規定は、適用しない。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、発注者がその業務仕様又は工法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（使用人に関する受注者の責任）

第7条 受注者は、業務の実施につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責任を負う。

（監督職員）

第8条 発注者は、この契約の履行に関し発注者の指定する職員（以下「監督職員」という。）を定めたときは、その氏名を受注者に通知するものとする。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定める職務のほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の管理責任者に対する指示、承諾又は協議
- (2) この契約書及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認又は質問に対する回答
- (3) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

（作業主任者の選定）

第9条 発注者が請求したときは、受注者は作業主任者を選定しその氏名を発注者に通知する。

（業務関係者に関する措置請求）

第10条 発注者は、受注者が業務に着手した後に受注者の管理責任者又は使用人が業務の履行について著しく不適當であると認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 受注者は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係わる事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

4 発注者は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（業務内容の変更）

第11条 発注者は、必要があるときは、業務内容の変更を受注者に通知して、業務内容を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第12条 履行期間の変更については、双方協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内

に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日から 10 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

第 13 条 契約金額の変更については、双方協議して定める。ただし、協議開始の日から 30 日以内に協議が整わない場合には発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約金額の変更事由が生じた日から 10 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、双方協議して定める。

(臨機の措置)

第 14 条 受注者は、業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれのあるときは、発注者の指示を受け、又は双方協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく発注者に通知しなければならない。
- 3 発注者又は監督職員は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(損失負担)

第 15 条 受注者は、業務の実施について発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき事由によるときにはその限度において発注者の負担とする。
- 3 受注者は、受注者の責に帰さない事由による損害については、第 1 項又は第 2 項の規定による賠償の責を負わない。

(検査)

第 16 条 受注者は、この契約に基づく給付を完了したときは、発注者の検査を受けるものとする。

- 2 検査に不合格の場合は、直ちに発注者の指示により手直しを行い、再度検査を受けるものとする。

(履行を怠った場合)

第 16 条の 2 受注者が第 3 条に定める給付を怠ったときは、違約金として発注者が指示した期限の翌日から給付を完了した日までの日数に応じ、請負金月割額に対し年 5. 0 0 % の割合で計算した金額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法第 404 条第 4 項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（施設の使用）

第 17 条 受注者はこの契約の履行上必要な器具置場等は、発注者の指定した施設を使用することができる。

（電気、水道料等の負担）

第 17 条の 2 受注者が作業のため必要とする電気、水道およびガス等の使用料金は発注者の負担とする。

（施設、物品保全の義務）

第 17 条の 3 受注者は、この作業の実施にあたり発注者の建物・工作物及び物品等（以下「建物等」という。）を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。また、受注者は、これらを発注者に返還すべきときは、これらを現状に回復しなければならない。

（使用人に関する受注者の責任）

第 17 条の 4 受注者は、業務の実施につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責任を負う。

2 作業員は身元確実なものであって、素行上いかがわしい者を使用してはならない。

（請負代金の支払）

第 18 条 請負代金は、第 16 条の検査に合格した後、適法な支払請求書を発注者に提出して支払いを受けるものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から 3 0 日以内にこれを支払わなければならない。

3 発注者が前項の期間内に代金を支払わないときは、期間満了の翌日から支払った日までの日数に応じ、当該代金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として受注者に支払うものとする。ただし、1 0 0 円未満の端数は切捨て、総額が 1 0 0 円未満の場合は支払いを要しない。

（業務の履行責任）

第 19 条 納入された成果品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき（成果品の納入を要しない場合にあっては、業務が終了した時に業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は（以下「契約不適合」という。）、受注者に対し成果品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間

内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 発注者が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。

4 前項の規定は、成果品を納入した時（成果品の納入を要しない場合にあっては、業務が終了した時）において、受注者が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。

5 第3項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行った後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込がないと明らかに認められるとき。

(2) 第3条の規定に違反したとき。

(3) 前各号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第20条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) 第30条の規定に違反したとき。

(2) 債務の全部の履行が不能であるとき。

(3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期

を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、受注者が前条の催告をして
も契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 第 28 条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 次に掲げる場合には、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除を
することができる。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合)

第 20 条の 3 債務の不履行が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前
二条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第 21 条 発注者は、業務が完了しない間は、第 20 条又は第 20 条の 2 に規定する場合のほか必要
があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼし
たときは、その損害を賠償しなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第 22 条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告を要せず、この契約を
解除することができるものとする。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である
場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体
である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）
が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第
2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定
する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加え
る目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接
的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしてい
ると認められるとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる
とき

(行為要件に基づく契約解除)

第 23 条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合
は、何らの催告を要せず、この契約を解除することができるものとする。

(1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 24 条 受注者は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- 2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約するものとする。

(再請負契約等に関する契約解除)

第 25 条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、この契約を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第 26 条 発注者は、第 20 条、第 20 条の 2、第 22 条、第 23 条及び前条第 2 項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 受注者は、発注者が第 22 条、第 23 条及び前条第 2 項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 27 条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(受注者の催告による解除権)

第 28 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 28 条の 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第 11 条の規定により業務の内容を変更したため、契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 発注者が第 30 条の規定に違反したとき。
- (3) 発注者が契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合)

第 28 条の 3 第 28 条及び前条に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第 28 条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の損害賠償請求等)

第 28 条の 4 第 29 条第 1 項の規定は、第 28 条及び第 28 条の 2 の規定により契約が解除された場合に準用する。

- 2 受注者は、発注者が第 28 条又は第 28 条の 2 の規定によりこの契約が解除された場合において、これにより受注者が損害を受けたときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その請求の根拠となる債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(解除に伴う措置)

第 29 条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、既済部分について検査を行い、当該検査合格部分に相当する代金を支払わなければならない。

- 2 受注者は、第 20 条又は第 20 条の 2 の規定により契約を解除された場合は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の検査合格部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、契約が解除された場合において、控室等に受注者が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、控室等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発

注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第 30 条 発注者及び受注者は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる受注者の使用人も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責を免れない。

(延滞金の徴収及び遅延利息の請求)

- 第 31 条 受注者の責に帰すべき事由により、受注者がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで民法第 404 条第 4 項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した延滞金を徴収する。
- 2 発注者の責に帰すべき事由により、発注者がこの契約に基づく第 18 条第 2 項の規定による契約代金を指定の期間内に支払わないときは、受注者は、その支払わない額にその翌日から起算して支払いを行う日までの日数に応じ、当該未払代金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を、受注者は発注者に請求することができる。ただし、遅延の原因が天災地変等やむを得ないものであるときは遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 3 前項の遅延利息の額が 100 円未満である場合及び 100 円未満の端数については、発注者は前項の定めにかかわらず遅延利息を支払うことを要しないものとする。

(賠償金等の徴収)

第 32 条 受注者がこの契約書に基づく損害賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に前条の延滞金の額を加算した額と、発注者の支払うべき契約金額を相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 33 条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 34 条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項 (同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人 (受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 7 項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人 (受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 受注者が第 1 項及び第 2 項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法第 404 条第 4 項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(個人情報の取扱)

第 35 条 受注者及びこの請負業務に従事する者 (従事した者を含む。以下「請負業務従事者」という。)は、この請負業務に関して知り得た個人情報 (生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの (他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)を請負業務の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

2 受注者及び請負業務従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な

目的に利用してはならない。

3 前二項については、この請負業務が終了した後においても同様とする。

第 36 条 受注者は、請負業務を行うために保有した個人情報について、き損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ請負業務の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出してはならない。

第 37 条 受注者は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、発注者に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

第 38 条 受注者は、請負業務が終了したときは、この請負業務において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、発注者より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(紛争の解決)

第 39 条 この契約書の各条項において双方協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、発注者が定めたものに受注者が不服があるときその他契約に関して両者間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は、協議上の調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、双方協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは双方折半し、その他のものは双方それぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督職員の業務の執行に関する紛争については、第 10 条第 2 項及び第 4 項の規定により受注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 2 項及び第 4 項の期間が経過した後でなければ、発注者又は受注者は、第 1 項のあっせん又は調停の手続を請求することができない

3 第 1 項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の両者間の紛争について民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(補則)

第 40 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて双方協議して定める。

別紙

九州森林管理局構内草刈り・庭木剪定業務請負 仕 様 書

この仕様書は、本作業に関する事項を示したものであり、請負者は、作業の履行にあたり、関係法令等を守り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

本仕様書に定めのない事項については、担当職員の指示に従うこととする。

- 1 作 業 名 九州森林管理局構内草刈り・庭木剪定業務請負
- 2 作 業 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 作業場所等 熊本県熊本市西区京町本丁2番7号 九州森林管理局構内
別紙「構内草刈り位置図」及び別紙「構内庭木剪定位置図」のとおり
- 4 数 量 等 別紙「業務請負内訳書」のとおり
- 5 作業内容及び方法

【草刈り作業及び花壇の維持管理】

i) 実施回数及び日程

- ・作業は、草木の繁茂時期を考慮し、作業期間内に5回実施する。
- ・実施日は、原則土曜日・日曜日等とし、事前に担当職員と日程調整を行うものとする。

ii) 人力草刈り

- ・刈り込み器具は鎌など作業に適した器具を用いること。
- ・刈りむらのないよう均一に刈り込むこと。
- ・刈り残しがないように注意すること。
- ・樹木や施設などのからんでいるつる性雑草も除去すること。
- ・刈り跡はきれいに清掃すること。
- ・樹木、根物、柵などを損傷しないように注意すること。
- ・同時に中低木刈り込み作業を行う場合には、先に草刈り作業を行うこと。

iii) 機械刈り（肩掛式等）

- ・作業に小石など除去し周囲に飛散しないようにすること。
- ・刈りむらのないよう均一に刈り込むこと。
- ・機械刈りのできない場所については、手刈りとし、刈り残しがないように仕上げるこ
と。
- ・刈り跡はきれいに整地清掃すること。
- ・樹木、根物、柵などを損傷しないように注意すること。
- ・樹木や施設などのからんでいるつる性雑草も除去すること。
- ・カッターによる小石などの跳ね飛ばし等に十分注意すること。
- ・のり面の草刈り滑り転倒等に十分注意すること。

iv) その他

- ・草刈り作業は、人力草刈り、肩掛式等による機械刈りとし、作業場所により適切に行
うものとする。刈り込み高さは2cm以内とする。

【庭木剪定作業】

i) 実施回数及び日程

- ・作業は、樹木の剪定時期を考慮し、作業期間内に1回実施する。
- ・実施日は、事前に担当職員と日程調整を行うものとする。

ii) 刈り込み

- ・刈込鋏や刈込機を用いて樹冠などを刈り込み、整形を整えるとともに、混み過ぎた枝や枯れ枝を除去し、通風、採光を確保するように行うものとする。

iii) 刈り込み方法

- ・樹形全体に凹凸がないように、一定の形又は一定の高さに刈り込むこと。
- ・花木の刈り込みにあっては、花芽分化時期に留意すること。
- ・ベンチなどの背後や歩道に沿って植栽されている中低木の刈り込み、剪定作業に際しては、尖った切断面が生じないように、鋏で切り戻すなどの適切な措置をとること。
- ・刈込機で刈り込んだ後、裂けたりつぶれたりした枝の切り口や、枝葉の表面に出た太枝などは、鋏で切り戻すこと。
- ・枯損枝は、切除すること。
- ・刈り込みの出来高の面積は、投影面積とする。
- ・特殊な仕上がり形状の刈り込みに当たっては、施行方法、仕上がり形状等を担当職員に確認すること。
- ・足場が少ない、刈り込み箇所まで届かないなどの理由により、高所作業車を使用する場合は、事前に承諾を得ること。
- ・道路からの刈り込み作業においては、必ず誘導員を配置すること。

【収集運搬及び処分】

- 刈草及び支条等は収集処分を行うものとする。
- 発生材は、場外処分とし関係法令等に基づき適正に処分を行うこと。
- 搬出・運搬・処分の一切の経費については、請負者負担とする。

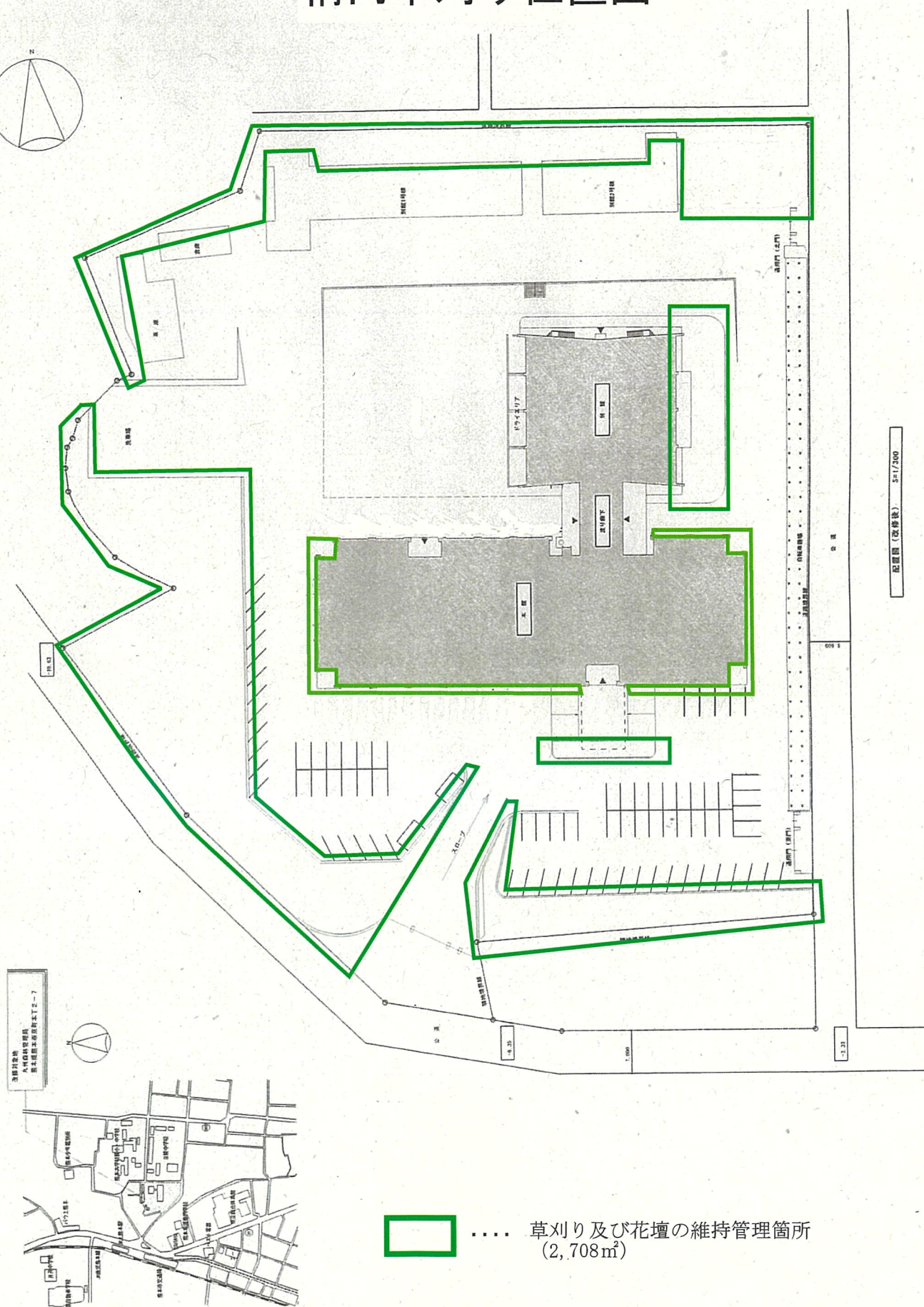
6 特記事項

(1) 業務報告書の提出について

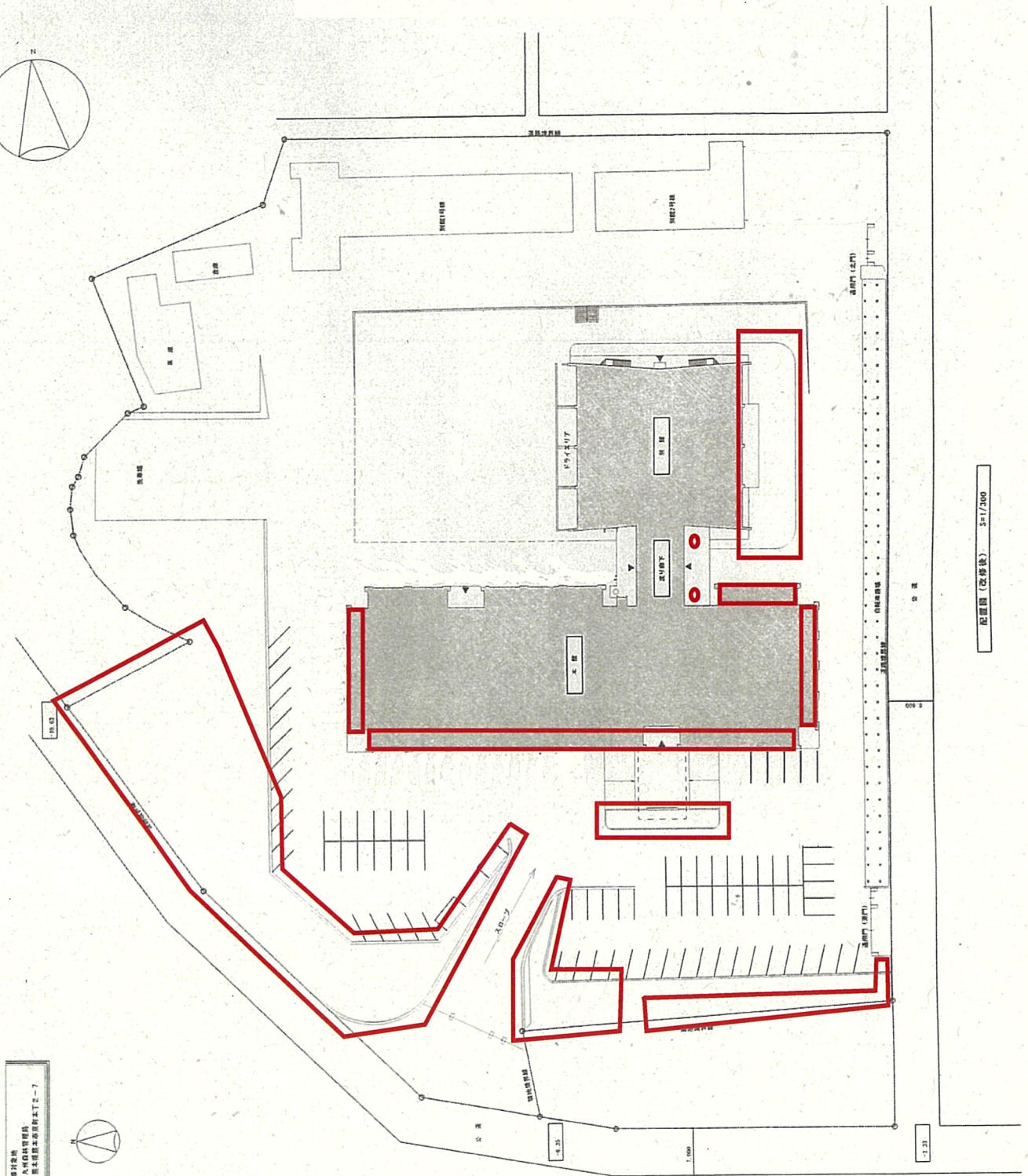
各実施回の業務終了毎、作業前後の写真を添付して実施結果を報告すること。
発生材の処分に関する証明等を添付すること。

(2) 現地確認について

事前に担当職員と日程調整の実施したうえで、必要に応じて現地の説明を行うこととする。

配置圖（改修後） $S=1/300$

構内庭木剪定位置図



設計者
大井建設株式会社
設計者
大井建設株式会社



..... ツツジ外 (413本)
サザンカ (26本)
イヌマキ (33本)
サツキ (14本)

別紙

業務請負内訳書

作業区分	数 量	作業工程
草刈り作業及び花壇 の維持管理	期間中 5回 (2,708 m ²)	(人力・機械) 除草、枯れた花の除去
庭木剪定	期間中 1回 ツツジ 外 413 本、イヌギ 33 本、 サザンカ 26 本、サツキ 14 本	(人力・機械) 高所作業車
収集・運搬・処分	期間中 6回 (草刈り・庭木剪定)	(人力・機械) 2t ユニック車